

## 小松島市住宅リフォーム支援事業 補助対象工事等の具体例

### 1. 補助対象工事

	工事の内容	補助対象工事の具体例
(1)	増改築又は減築工事（建替工事を除く）	部屋の増築、減築およびそれに伴う設備工事 等 ※増築工事については、床面積が10平方メートルを超える工事になると補助対象外となります。
(2)	屋根、外壁、柱、雨樋等の修繕、塗装等の外装工事	屋根、外壁、柱、基礎、雨樋等の塗装、張替、交換、修繕等の工事 等
(3)	外壁、屋根、天井又は床等の断熱化工事	外壁、屋根、天井等の部材交換、断熱材、断熱パネル、断熱サッシ、内窓、浴室暖房機 等 ※浴室暖房機の購入のみ等備品購入のみの場合、補助対象外となります。
(4)	部屋の新設又は間仕切り等の室内変更工事	間仕切り等の設置、撤去、間仕切り等の変更による床、内壁、天井等の内装替え 等 ※増築工事となる場合、床面積が10平方メートルを超えるとその工事分は補助対象外となります。
(5)	床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替等の内装工事	床（クッションフロア、フローリング等）、クロスの張替えや畳の取替 等
(6)	窓、戸、サッシ、ふすま等の建具工事	窓、戸、サッシ、ふすま、障子、網戸、玄関ドアの取替 等 ※網戸やサッシの購入のみ等備品購入のみの場合、補助対象外となります。
(7)	電気、ガス等の設備工事	分電盤、ガス湯沸器、IH調理器、室内の照明器具の交換 等 ※照明器具の購入のみ等備品購入のみの場合、補助対象外となります。
(8)	トイレ、風呂、キッチン等の改修および給排水工事	トイレ、ユニットバス、システムキッチン、レンジフード、食洗機、洗面台、手洗器等に係る工事 等 ※便座の購入のみ等備品購入のみの場合、補助対象外となります。
(9)	エアコン、空調設備工事	エアコン、換気扇、床暖房、換気システム等の取付けも含める工事 ※エアコンの購入のみ等備品購入のみの場合、補助対象外となります。
(10)	住宅用太陽光発電システム、高効率給湯器等の省エネ設備設置工事	住宅に付随する太陽光発電システムやエコキュート等の設置工事 等

## 2. 補助対象外工事

	工事の内容	備 考
(1)	門や塀等の外構工事	門、塀、フェンス、庭の整備、砂利敷き、敷地の舗装 等 ※外構にかかる工事について、バリアフリーに資する工事であっても補助対象とならない。
(2)	車庫、物置およびカーポート等の住宅の附属建築物に係る工事	車庫、物置、カーポート、小屋、これらに附随する設備に係る改修工事 等 ※住宅本体と一体化している住宅用車庫（インナーガレージなど）、物置等の改修工事等についても補助対象外となります。  バルコニーやデッキ等住宅に附随する設備の改修工事 等 ※住宅の外壁塗装に伴うバルコニー等の塗装については、補助対象となります。
(3)	備品購入費	エアコンやトイレの便座 など ※ただし、エアコンや便座等の備品購入と取付けを併せて行う場合は、備品購入費とその取付けに要した費用は補助対象となります。
(4)	増築工事（床面積が10平方メートルを超えるもの）	ただし、床面積が10平方メートル以内の増築工事については、補助対象工事となります。 ※増築工事における対象経費の取り扱いについて、10平方メートルを超える工事については、その増築工事全額分対象外となります。